

第4章

基本目標と単位施策



梨園

【基本指針Ⅰ】

食料の安定供給の確保

〔基本目標〕

1. 安全・安心な食の生産

■現状・課題

輸入食品の残留農薬問題や食品の偽装表示などによる「食」の安全に対する不安の高まりなどから、農業者の顔が見える地元農産物への期待が高まっています。

市民アンケート調査結果では、「問7. 農産物を直売所で購入する一番の理由は何だと思われますか」に対し、「新鮮・品質の良さ」56.2%に次いで「安全・安心」が14.7%を占めています。

消費者が身近な地域で手軽に地元農産物が手に入れられるよう、安全で安心な農産物を安定生産し、提供することが重要になっています。

また、飽食時代の欠点と言われ、環境問題ともなる食品ロスが課題としてあげられます。

■取組の基本方向

このような取組により「安全・安心な農産物の安定的な生産の推進」を図り、農業者に農産物の安全性を高める取組を推進するとともに、生産者と消費者等の距離を縮めるための「食育と地産地消の推進」を図ることで、農業者を支える仕組みづくりを構築します。



田植え体験（松末地区）

■単位施策

(1) 安全・安心な農産物の安定的な生産の推進

●施策目標

市民が、安全で多彩な農産物を安心して手に入れることができるように支援します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2. 3)	中間目標値 (R8. 3)	目標値 (R13. 3)
ふくおかエコ農産物認証制度の 認定者数（累計）	73 人	78 人	78 人

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①生産履歴管理システム等の活用・促進

- ◎安全・安心の取組が持続的に行なわれるよう「ふくおかエコ農産物認証制度」¹、「GAP認証制度」²等を生産者に普及・啓発します。
- 農業団体等との更なる連携を図りながら、生産履歴管理システム等の活用を促進し、消費者の安心感を高め、販売面における差別化などの生産者のメリット等を強化し、「あさくら産」農産物の安全性を確保します。
- 栄養成分表示について、消費者の適切な商品選択に資するよう、制度の周知を行い、健康的な食生活を推進します。
- 適正な使用範囲における農薬や化学肥料等の安全性について、生産者と消費者の相互の理解を促進します。
- 畜産農家に対しては、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生予防や家畜の飼養衛生管理基準の遵守など家畜衛生対策の強化を推進します。
- 安全・安心な地元農産物の提供を通じて、「スローフード運動」³等の活動を展開し、“安全・安心なあさくら産農産物”のイメージの確立を目指します。

②管理機能等の強化

- 市民に「安全で安心できる食材」を安定的に供給するため、福岡県や農業団体等との連携を行い、生産者の経験等による品質管理から、品質管理要領（マニュアル）等の作成促進と生産者の技術向上の支援に努め、合理的・科学的根拠に基づいた品質管理への転換を図ります。

¹ ふくおかエコ農産物認証制度：農薬の散布回数（成分回数）が福岡県基準の半分以下、かつ化学肥料の使用量も県基準の半分以下で農産物を生産することを認証する制度

² GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）認証制度：農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組を認証する制度。

³ スローフード運動：大量生産で簡単に食事ができるファストフード(fast food)と対立する概念で、その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動。

〔基本目標〕

2. 消費者と食・農とのつながり

■現状・課題

「食」は命の源であり、市民一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むためには、幼少期からの食育が重要です。そこで、平成21年3月に「朝倉市食と農推進計画」を策定し、家庭・学校等・地域・行政が連携し、食育および地産地消に取り組んできました。

また、高齢社会や核家族の進行、生活習慣病有病者の増加、世界文化遺産に登録された和食への関心など、市民の生活習慣や価値観の多様化を背景に、食育に求められる役割も益々重要となってきています。そこで、平成27年3月に策定した「第2次朝倉市食と農推進計画」を「第2次朝倉市食料・農業・農村基本計画」に組み込み、「食育と地産地消の実践」、「和食の食文化」を市民活動として広めていきます。

■取組の基本方向

家庭や地域、保育所（園）、幼稚園、学校、生産者、事業者、食に関わる各種団体、行政などが協力し、食育・地産地消に係る取り組みを充実させていきます。

また、直売所などで消費者ニーズを把握するとともに、小売店・飲食店・旅館などで地元農産物を積極的に活用する地産地消を推進します。



市内の学校給食（立石小学校）

■単位施策

(2) 食育の推進

●施策目標

生きる上での基本である「知育」、「徳育」、「体育」の基礎を育てる活動である食育を推進します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2. 3)	中間目標値 (R8. 3)	目標値 (R13. 3)
食と農に関する事業（講話・料理教室等） の実施（年間）	7 回	8 回	8 回
学校農園事業の実施（年間）	17 校	17 校	17 校
「ふくおか弁当の日」の実施（年間）	2 回	2 回	2 回
「あさくら献立」の実施 （年間）	小中学校	11 回	11 回
	保育所	12 回	12 回

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①家庭・地域における食育の推進

- ◎食に関するマナーや食品の安全性を学ぶ学習講座等を実施し、市民みんなが「食」についての意識を高め、健康で豊かな食生活を実践できるように家庭・地域における食育の推進を図ります。
- 講座の中で実際に作物の育成から調理までを行い、普段口にしてしている食物の成り立ち等について学ぶ機会を提供します。

②学校・保育所等における食育の推進

- ◎市内 17 の小中学校において、農業の知識と体験等を得ることができる学校体験農園事業等の充実を図り、子ども達が食の大切さを学び感謝の心を育むために、学校等における食育の推進に努めます。
- ◎食に関する知識や食べ物の大切さ、自然のすばらしさを学ぶため、地元農産物を活用する「あさくら献立」及び「ふくおか弁当の日」を実施します。
- 給食だより等により、共食の良さや大切さを伝え、家庭での共食を通じて「食」に関する基本的な習慣の取得や理解の促進を図ります。
- 心身の健康増進のため、毎日朝食を食べるよう指導します。

③食品ロス削減の推進

- 「SDGs」を踏まえ、食品ロス削減の取り組みを加速化させます。食育の取り組みに併せて、市報やホームページによる消費者向け啓発を行い、意識の共有化を図ります。

■単位施策

(3) 地産地消の推進

●施策目標

市民一人ひとりが自然の恵みや生産者への感謝の気持ちを持ち、地域で生産された食を楽しみ健全で心豊かな食生活を営めるように支援します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2.3)	中間目標値 (R8.3)	目標値 (R13.3)
地元農産物等の学校給食利用率 (品目ベース)	32.3 %	40.0 %	40.0 %
地産地消推進店の登録店舗数 (累計)	23 店	30 店	35 店

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①消費者ニーズの把握による地産地消の推進

- 直売所は直接消費者と生産者に接することから、「三連水車の里あさくら」や「ファームステーションバサロ」等で消費者モニター制度やアンケート調査等の実施を図り、消費者ニーズを的確に捉え、それを生産者に伝えることにより、消費者ニーズに合った生産・販売を促進します。
- 消費者ニーズの情報を共有し、直売所間の運営を向上するため、連携強化を図ります。

②給食における地産地消の推進

- ◎学校・保育所（園）等の給食での地元農産物や加工品の利用を促進し、地域農業の活性化を図りながら地産地消を推進します。

③市内における地元農産物の流通拡大

- ◎「地産地消推進店」制度により認定された小売店・飲食店・直売所のマップなどを作成し、消費者が積極的に地元農産物を選び、地産地消を支えていく環境整備に取り組みます。
- 地元農産物を積極的に活用する小売店・飲食店・直売所・旅館などの普及を図るために、「地産地消推進店」制度を活用し、市内店舗等における「あさくら産」表示を促進するとともに、地元農産物が豊富に流通するように努めます。

【基本指針Ⅱ】

地域資源を活かした農業の持続的発展

〔基本目標〕

3. 持続可能な農業に向けた担い手の育成・確保

■現状・課題

農業者の一層の高齢化と減少が進む中でも、農業は持続的に発展し、食料や農産物の安定供給と多面的機能の発揮という役割を果たさねばなりません。

朝倉市においても総農家数・農業就業人口の減少が急速に進み、農業者の高齢化が深刻な問題となっています。その影響は、経営耕地面積の減少や耕作放棄地の増加など多岐に渡ります。

市民アンケート調査結果では、「問3. 朝倉市の農業の今後のあり方で重要なことは何ですか」に対し、「担い手の育成」が49.1%を占めています。さらに、「問4. 担い手や後継者の確保の方法」では、「収益性の高い農業構造」が58.8%、「女性や高齢者ができる農業の仕組み」が41.2%となっています。

こうした状況の中、地元農産物が安定的に生産され市民の「食」が確保されるよう、多様な農業の担い手と新規就農者や農業後継者を育成・確保し、農業の持続性を高めることが重要になっています。

■取組の基本方向

市は「地域農林業を支える多彩な担い手の育成・確保」を第2次総合計画の基本計画における重点施策の一つに掲げ、農業経営の合理化等を図るために、機械利用組合を含めた集落営農組織等を推進しています。

また、集落営農組織等で農地を利用集積し、効率的かつ効果的な経営を行う「経営者としての担い手の育成」を図ります。

さらに、趣味や生きがい等、兼業農家も含め様々な関わり方で農業に従事する全ての人が活躍するための「本市の地域特性に応じた担い手の育成」に積極的に取り組んでいきます。

また、農地の集積等により担い手が営農する優良農地を確保します。



アスパラガスを栽培する新規就農者



博多和牛を肥育する新規就農者

■単位施策

(4) 認定農業者制度や法人化等による経営の発展

●施策目標

認定農業者などの中核的な担い手が育ち、新規就農者とともに女性や高齢者など、農業との様々な関わり方で活躍する担い手を育成・確保します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2.3)	中間目標値 (R8.3)	目標値 (R13.3)
認定農業者数（累計）	382 経営体	375 経営体	370 経営体
新たな認定農業者数（年間）	5 経営体	7 経営体	8 経営体
集落営農組織・法人件数（累計）	76 件	78 件	80 件

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①担い手への支援

- ◎「認定農業者」⁴等の担い手の個別経営の内容に踏み込んだ営農技術の向上や、効果的な各種支援資金の利用などのきめ細やかな経営改善支援を行うため、関係機関で連携します。
- 県や農業団体との連携を図り、認定農業者一人ひとりが経営者としての資質を向上させるための研修会や講習会を開催する等、「認定農業者の会」の活動の充実に努めます。
- 農業者の高齢化等の問題に対応するため、地域外からの人材確保、地域外の経営体との連携や統合・再編など、「集落営農組織」⁵の活動を支援します。

②農業経営の法人化

- ◎農業経営を法人化すると、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承など経営発展の効果が期待されます。このため、法人化のメリットや手続き等の普及啓発活動を行います。

⁴ 認定農業者：農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて経営の改善を進めようとする計画を市町村等（複数市町村で経営の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県または国）により認定を受けたもの

⁵ 集落営農組織：集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織

■単位施策

(5) 経営継承や新規就農、人材の育成

●施策目標

集落営農の組織化や組織体制の充実・強化などにより、地域特性に応じた組織的な経営体を育成するとともに、農地の維持・管理体制の仕組みをつくります。

●施策指標

指標名	現状値 (R2. 3)	中間目標値 (R8. 3)	目標値 (R13. 3)
新規就農者数（年間）	7 人	8 人	10 人
新規就農者支援制度活用件数（年間）	18 件	20 件	22 件
家族経営協定締結数（累計）	58 件	60 件	62 件

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①次世代の担い手への円滑な経営継承

○親子間・親族間を含めた担い手の計画的な経営継承、継承後の経営改善等を支援するほか、移譲希望者と就農希望者のマッチングなど第三者への継承を促進します。

②青年層への新規就農と定着促進

◎就農を志す者が農地取得や施設への投資等について、気軽に相談でき適切で円滑な対応を受けられるように、県や農業団体等との連携を図り、新規就農相談窓口を充実させ、「認定新規就農者」⁶への誘導を行います。

◎新規就農に際して、研修期間中や就農直後の生活の不安を和らげるため、国や県、農業団体の「農業次世代人材投資事業」⁷及び農業制度資金を活用する等、新規就農者を支援します。

○農業への興味や関心を持ってもらうため、福岡県農業大学校や関係団体等が行う農業研修等についての情報を積極的に収集・提供します。

○将来、本市の農業を担う若年農業者の集まりである「4Hクラブ」等の活動が、より有効なものとなるように活動支援を行います。

⁶ 認定新規就農者：18歳から50歳未満の青年並びに50歳以上65歳未満の中高年者で、将来就農を希望する人等が「青年等就農計画」を作成し、各市町村長により認定を受けるもの

⁷ 農業次世代人材投資事業：次世代を担う農業者となることを志向する認定新規就農者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する資金を交付するもの

③女性が能力を発揮できる環境設定

- ◎女性農業者の家庭や地域における方針決定の場への参画や経営参画の機会の充実を図るために、女性農業者等の就業条件などを明確化する「**家族経営協定**」⁸の締結を推進します。
- 女性認定農業者の育成を図るため、農業経営改善計画の共同申請等を推進し、女性の経営参画を図ります。
- 農政関連の委員会や農業団体、集落営農組織等、地域や農業施策の意志決定の場における女性農業者の登用を促進します。
- 女性農業者や高齢農業者による地元農産物を活用した直売や加工・販売など、活発な農業の参画や起業活動の支援および研修機会の提供を図ります。
- 女性農業者や高齢農業者が持っている伝統的な知恵を活かし、加工販売などの新たな発想を活かす活動を促進します。
- 女性農業者の体力に応じた農業機械の導入や軽量野菜の導入を促し、野菜や果樹等の多様な生産や直売所等への出荷者としての活動を促進します。
- 女性農業者や高齢農業者の活動や取組を広報誌や市ホームページで紹介する等、情報発信の場の提供を図ります。

④企業の農業参入

- 担い手が不足している地域では、農地の受け皿として期待されることから、農地中間管理機構を中心にリース方式による企業の参入を促進します。

⁸ **家族経営協定**：家族で経営を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に、経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの

■単位施策

(6) 復旧後の営農再開支援

●施策目標

平成29年7月九州北部豪雨により甚大な被害を受けた河川流域における区画整理型復旧地区の整備後の営農再開支援や、また、被害を受けた河川沿いや山間部の地域では、経営の柱であった果樹が被災した農家が多く、その対策として野菜など未収益期間の短い品目を導入する「複合経営」について、地域とともに関係機関と一体となって推進します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2.3)	中間目標値 (R8.3)	目標値 (R13.3)
複合経営取組農家数（累計）	8 経営体	50 経営体	50 経営体

※朝倉市の農業復興に向けた「複合経営」推進5か年計画より

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①区画整理型復旧地区の整備後の営農再開支援

○区画整理型復旧の19地区の状況にあわせ、営農再開について、農地中間管理事業の活用による耕作者未定農地の解消や、望ましい集落営農形態についての検討など、関係機関と協力し地域とともに推進します。

②複合経営の推進

◎特に被害が大きかった河川沿いや山間部の地域では柿等の園地が被災し、農地までの道路が寸断されるなど農家の営農意欲が減退したと考えられます。このことを踏まえ、イチゴやアスパラガスなどの収益性の高い園芸品目や施設・省力機械などの導入により、未収益期間の短い品目を導入した「複合経営」を推進します。

■単位施策

(7) 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保

●施策目標

四季を活かした多様な農産物を生産する基盤の集積や集約を推進します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2.3)	中間目標値 (R8.3)	目標値 (R13.3)
担い手の農地利用集積率	41.5 %	43.0 %	45.0 %
農業振興地域整備計画の農用 地区域面積	4,853 ha	4,840 ha	4,828 ha
荒廃農地面積	110.1 ha	95.0 ha	95.0 ha

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①担い手への農地集積・集約化の加速

◎担い手への農地の集積・集約化に当たっては、実質化された人・農地プラン（農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組）の推進による地域農業の点検の加速化と、各種施策の一体的な実施が不可欠です。このため、地域の農業者と、地方公共団体、農業委員会、農業協同組合といったコーディネーター役を担う組織や農地中間管理機構が一体となって人・農地プランの実質化を行い、農地集積・集約化を推進します。

②荒廃農地の発生防止

◎多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を進めます。

〔基本目標〕

4. 災害に強い農業を実現する生産基盤の整備

■現状・課題

平成29年7月九州北部豪雨は、1,778haの農地および1,216ヶ所の農業用施設に被害を及ぼしました。また、近年はゲリラ豪雨など気象変動に伴い、洪水被害が全国で発生しています。これらの災害から、農地や農業用施設を守るため、九州北部豪雨災害を教訓として対策に取り組むことが重要となります。

■取組の基本方向

「国土強靱化」の観点から、農業水利施設の長寿命化を図る取り組みを進め、また、九州北部豪雨災害の経験から、豪雨による農地や農業用施設の災害対策を進め、さらにため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災・減災対策を効果的に推進します。



上須川ため池

■単位施策

(8) 農業水利施設の計画的な保全管理

●施策目標

農業水利施設の老朽化が進み、機能を安定的に発揮させるため、長寿命化・防災減災対策事業を推進し、補修・更新を行い、次世代に継承します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2. 3)	中間目標値 (R8. 3)	目標値 (R13. 3)
農業水利施設（累計）	6 地区	8 地区	10 地区

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①農業水利施設の長寿命化推進

◎農業者の減少や高齢化、農業水利施設の老朽化等が進行する中、基幹から末端に至る一連の農業水利施設の機能を安定的に発揮させ、次世代に継承していくために、長寿命化・防災減災対策事業を推進しながら、補修・更新等を行うことにより、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する計画的な保全管理を徹底して推進します。

■単位施策

(9) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

●施策目標

頻発化、激甚化する豪雨や地震等の災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、ハード対策とハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2.3)	中間目標値 (R8.3)	目標値 (R13.3)
ため池整備（累計）	4 箇所	10 箇所	15 箇所

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①災害に備える取り組み

- 農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策、非常用電源の設置等のハード対策と、ハザードマップを作成します。
- ハザードマップは、地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進します。

②防災・減災対策の優先度重点ため池の対策

- ◎防災重点ため池については、ため池の位置図や緊急連絡体制の整備など避難行動につなげる対策を進めるとともに、防災・減災対策の優先度が高いため池から、堤体の改修・廃止等を着実に進めます。

〔基本目標〕

5. 多様な農産物の生産による農業の振興

■現状・課題

農業担い手の高齢化に伴い耕作面積が減少し、燃油や肥料などの農業資材の高騰や農産物価格が低迷する等、年々、農業経営を取り巻く環境が厳しさを増しています。

朝倉市では、特に樹園地の経営耕地面積と果実の農業算出額が大きく減少しています。また、経営規模が5ha未満の販売農家が全体の95.9%を占めています。

こうした状況の中、優良農地の確保、農業の生産性・効率性を高めるとともに、生産される農産物がより高く評価・選択されるよう販売力を高めることが重要になっています。

■取組の基本方向

多様な農産物の生産による農業の振興を図るために、競争力の強い園芸畜産等の振興や需要に応じた米の生産を重点的に取り組んでいきます。

さらに、多様な作物の栽培を可能とするため、ICT技術を活用し省力化を図るスマート農業の導入や高効率となり生産コスト削減に繋がる大型機械の導入推進を図り、産地間競争を勝ち抜く、消費者の要望を捉えた農業振興を推進します。



多様な農産物

■単位施策

(10) 需要構造の変化に応じた生産体制の強化

●施策目標

消費者ニーズや地域の自然条件を活かした多様な農産物を生産することにより、農業の振興を図ります。

●主な施策指標

指標名	現状値 (R2.3)	中間目標値 (R8.3)	目標値 (R13.3)
米（米粉用・飼料用米含）	1,670 ha	1,800 ha	1,850 ha
麦・大豆	1,998 ha	2,010 ha	2,020 ha
野菜	430 ha	510 ha	600 ha
果樹	327 ha	310 ha	300 ha
特作類（花き・花木等）	94 ha	94 ha	94 ha
牛飼養頭数（肉用・乳用）	4,262 頭	4,600 頭	5,000 頭
豚飼養頭数	2,670 頭	2,670 頭	2,670 頭
採鶏卵飼養羽数	507 千羽	507 千羽	507 千羽
スマート農業の実施（累計）	3 件	5 件	10 件

※米・麦・大豆・野菜・特作類の現状値は朝倉市水田農業推進協議会の作物別作付実績より

※果樹の現状値は果樹経営支援対策整備事業実施計画産地総括表の柿・梨・桃・すもも・いちじく・ぶどう・キウイフルーツの合計より

※畜産の現状値は朝倉市家畜飼養頭羽数調査より

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①需要に応じた米の安定供給

◎主食用米は、契約栽培による安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させます。また、中食・外食事業者の需要に合わせ生産・販売を進めます。

○米粉用米・飼料用米は、実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産拡大を進めます。

②野菜の生産体制強化

- ◎国・県の補助事業や融資制度等を活用し、低コスト化・高品質化により収益性を高める取組と多様な需要・地域特性、農業者に応じた野菜の生産振興を図ります。
- 学校給食や直売所向けなどの少量多品目生産をはじめ、大消費地向けの生産やブランド農産物の生産・維持など、地域特性に応じた作物の安定的な生産振興を図ります。
- 食の外食化・外部化の進展に伴い、需要が増大している加工・業務用野菜等の生産を振興します。
- 水田の畑地化として高収益作物への転換を推進します。裏作も含めた通年の水田フル活用として露地野菜類の生産振興を図ります。

③果樹の生産体制強化

- ◎農業団体等との連携を図り、果樹産地活性化対策の国・県の補助事業等を積極的に活用し、施設の整備を促進し高品質な果物の生産と優良園地の確保に努めます。
- 消費者ニーズに応じた売れる果物を生産するために、県や農業団体等と連携しながら新品種の導入や加工品の開発等に努め、果樹産地の活性化を図ります。

④花き・花木の生産体制強化

- ◎国・県の補助事業や融資制度を活用しながら施設の整備を充実させ、生産性と品質の向上を図ることで、花き・花木の振興を図ります。
- 県や農業団体等との連携体制の充実に努め、生産者の技術向上と農家経営の安定を推進します。

⑤畜産の生産基盤の強化

- ◎国・県の補助事業や制度資金を活用しながら機械や施設の整備を支援することで、市内の畜産生産基盤を強化し、畜産の振興を図ります。
- 家畜ふん尿の適正処理の指導及び体制の充実に努め、堆肥の生産・活用を推進します。

⑥スマート農業の推進

- ◎スマート農業は、ロボット、AI、ドローン等の先端技術と、わが国で培われてきた農業技術を組み合わせた新しい農業です。例えば、ロボット技術を導入することにより草刈りが自動化・省力化され、ドローンによる防除・生育把握は農作業の負担軽減や作業時間の削減に有効です。今後は活用範囲を拡大することになります。

〔基本目標〕

6. 魅力ある新たな特産農産物の振興

■現状・課題

TPP11等の経済連携協定等で農産物の関税引き下げなどの輸入外圧が高まるとともに、農業は厳しい価格競争にさらされています。

こうした状況の中、農業所得の向上と経営の安定性の確保が求められています。そのためには、地元農産物の付加価値を高め、市内外から「あさくら産」を選んでもらうことが重要です。また、併せて、地元産農産物を使った新たな特産農産物や農産加工品の開発・販売も続けていく必要があります。

■取組の基本方向

本市には「博多万能ねぎ」「柿（富有）」「梨」「たで」などの特産品が数多く存在しますが、今後もあさくら産農産物を選ばれるために、地域性等を活かした新たな特産農産物の生産振興、特に優れた品質を誇るブランド農産物「柿（秋王）」「アスパラガス」「いちご（あまおう）」「梨（玉水）」「いちじく（とよみつひめ）」などを推進し、「あさくら産」の認知度と付加価値を高める必要があります。

ねぎ（万能ねぎ）



アスパラガス



いちじく（とよみつひめ）



梨（玉水）



いちご（あまおう）



柿（秋王）

■単位施策

(11) 地域性を活かした特産農産物や農産加工品の振興

●施策目標

地域の特性を活かした特色ある特産品の生産振興を図るとともに、新たな特産農産物や農産加工品の生産・販売の支援に取り組みます。

●施策指標

指標名	現状値 (R2.3)	中間目標値 (R8.3)	目標値 (R13.3)
特産品開発支援件数（累計）	3 件	12 件	20 件
イベント開催回数（年間）	215 回	200 回	200 回

※特産品開発支援件数は、朝倉市特産品開発事業累計件数

※イベント開催回数は、三連水車の里あさくら、ファームステーションバサロの年間イベント件数

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①民間との連携による農産加工品開発の推進

- ◎あさくら産農産物の認知度やイメージを高めるため、地元農産物を食材にしたアピール度の高いメニューの開発・販売を支援するなど、農産物の付加価値を高める農業・商業・工業の連携を促進します。
- 6次産業化による農産加工品の開発を促進させるため、農業団体や商工会議所・商工会等と連携体制を構築します。

②新たな販売戦略の確立

- ◎直売所や農業団体等との連携を図り、市内外への販売網の拡大と情報発信のための定期的な販売会や各種イベントでの宣伝販売を推進します。
- あさくら産農産物の認知度を高めるとともに、あさくら産農産物全体の市場における評価を向上させるため、積極的にメディアを活用した広告・宣伝の強化を図ります。また、直売所をあさくら産農産物のPR・情報発信の場として活用します。

■単位施策

(12) 環境に配慮した農業等の推進

●施策目標

豊かな自然を保全するため、自然環境への負荷を軽減した農業を推進します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2.3)	中間目標値 (R8.3)	目標値 (R13.3)
環境保全型農業直接支払事業 対象面積（年間）	90.7 ha	92.0 ha	94.0 ha
土づくり事業対象面積（年間）	85.0 ha	90.0 ha	90.0 ha

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①環境に配慮した農業の推進

- ◎市民の環境意識の高まりに応えた、環境負荷の少ない農業を普及するため、減農薬・減化学肥料、有機栽培の促進や、「**環境保全型農業直接支払制度**」⁹を推進します。
- 燃油削減や省エネの効果を高める高効率暖房機等の施設導入を推進します。
- レンゲなどの緑肥栽培を活用した環境保全型農業を推進し、併せて景観の向上や果樹の受粉を助けるミツバチの利活用を促進します。

②資源循環型農業等の推進

- ◎農産資源（稲わらやもみがら等）、畜産資源（家畜排泄物）、林産資源（林地残材や竹材等）等のバイオマスの有効活用を図り、有機資源としての再利用に向けた取組を推進します。また、耕種農家と畜産農家の連携を支援するとともに、朝倉堆肥センター等を活用することにより、資源循環型農業を推進し、土づくり（適正施肥など）等への支援を行います。

⁹ **環境保全型農業直接支払制度**：農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある営農活動（カバークロップの作付け、たい肥の施用、有機農業）に対して、支援を行う制度

【基本指針Ⅲ】

魅力と活力のある農村の振興

〔基本目標〕

7. 地域資源を活かした所得と雇用機会の確保

■現状・課題

朝倉市の農地は、筑後川沿いの平坦水田地帯と山地に移行する中山間地域に分けられます。平坦地域では、古くから豊かな水を使い水田農業が展開されて、現在は圃場整備により効率的な機械化農業が展開されてきました。また、施設導入による園芸作物の生産性の向上も行われてきました。一方、中山間地域では傾斜が厳しく、柿や梨などの果樹栽培がおこなわれてきましたが、規模は小さく農家所得は伸び悩んでいます。これらの中山間地域の農業収入を確保することが求められています。このように、今後の農業の形態は地域によって異なり、その地域的な特徴を活かした農業展開が必要となります。

■取組の基本方向

中山間地域では、複合的な農業を展開することで、農業所得の増加を図ります。しかし、農業だけでは所得向上が難しい地域では、中山間地域ならではの特徴である、山や川などの景観や、食（山菜、川魚など）を活かした経営も視野に入れて農家所得の増加を図ります。



J A博多万能ねぎパッケージセンターの周年雇用

■単位施策

(13) 地域の特性を活かした多様な農業経営の推進

●施策目標

地域特性を活かした農業経営を推進します。

●施策指標

指標名	現状値 (R2.3)	中間目標値 (R8.3)	目標値 (R13.3)
中山間直接支払事業対象面積（年間）	294 ha	310 ha	330 ha

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①中山間地域の特性を活かした農業の維持

◎少ない人口で維持されている中山間地域等を、今後も安定的に維持していくためには、地形による不利な生産条件を改善する必要があり、「中山間地域等直接支払制度」¹⁰の活用を推進します。また、清らかな水、冷涼な気候等を活かした農作物の生産を維持するため、現場ニーズに対応した技術の導入を支援します。

②地域資源活用の推進

○農村の所得向上と地域の活性化を図るため、グリーンツーリズムを持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、都市と農村の交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促します。また、地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実、利用者がストレスなくサービスを受けられる受入環境の整備を進めます。

③農福連携の推進

○障がい者の農業分野での活躍をとおして、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する農福連携の推進を図ります。

¹⁰ 中山間地域等直接支払制度：農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持、管理していくための協定を締結し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度

〔基本目標〕

8. 農村に人が住み続ける条件整備

■現状・課題

農村の高齢化と農業従事者の減少などにより、集落機能や農村の活気が低下しつつあります。この状況を打破するには、個々の生活ができる条件を作る必要があります。それは、生活のインフラ整備であり、集落のコミュニティ機能の維持です。また、多面的機能を維持することや地域の振興と風土や文化・伝統を守り育てていくことが求められています。

朝倉市には、食や農に関する資源を始め、農村ならではの有形・無形の資源が数多くあり、また、福岡市を中心とする福岡都市圏との近接性から、県内からの日帰りの入込客数が多い状況です。

こうした状況の中、地域自らが地域資源を再認識し地域の魅力を高め、情報を発信して、主体的な活動に取り組むとともに、都市部の人々にも農業・農村の大切さの認識を深めてもらい、地域資源を一丸となって守り、活性化させることが重要になっています。

■取組の基本方向

農村文化の継承と交流を図るために、住民主体の農村づくりを図りつつ、農村地域の文化や伝統を守るための住民の主体的な活動を行う「小さな拠点」づくりを支援します。

また、生活インフラを整備し、住みやすい地域づくりを進めます。

さらに、地域資源の活用による農村と都市との交流を行うことにより、農業・農村の大切さと魅力を広く周知していきながら「農村地域の活性化」を促進します。



小さな拠点の事例（あきづき市場）



美奈宜神社のおくunchi（蜷城）

■単位施策

(14) 地域コミュニティ機能の維持や強化

●施策目標

地域コミュニティ機能の維持や強化により、住みよい環境を作ります。

●施策指標

指標名	現状値 (R2. 3)	中間目標値 (R8. 3)	目標値 (R13. 3)
多面的機能支払事業対象面積（年間）	2,405 ha	3,150 ha	3,150 ha

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①「小さな拠点」形成の推進

○生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」の更なる形成拡大と質的向上を図るため、農産物販売施設、廃校施設など、特定の機能の発揮を想定して設置された施設について、地域づくり、農業振興、観光、文化、福祉、防犯等の面から多機能化し、地域活性化の拠点等として活用していきます。

②多面的機能の維持

◎農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う日本型直接支払制度（「**多面的機能支払制度**」¹¹、中山間地域等直接支払制度および環境保全型農業直接支払制度）について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進します。

③生活インフラ等の確保

○中山間地域等をはじめとする農村に安心して住み続けられるようにするため、住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等を確保するための取組を推進します。具体的には、「農地付き空き家」に関する情報提供や取得の円滑化、農業・農村におけるICT利活用に必要な情報通信環境の整備の検討、コミュニティバス・移動販売等の地域内交通等の取組を推進します。

④鳥獣被害対策の推進

○環境変化に伴う野生鳥獣の生息域拡大によって、鳥獣被害の広域化や深刻化が問題となっています。さらに、高齢化による捕獲等対策に携わる人員等の不足があります。これらの対処として、侵入防止柵及びわなの設置、わな免許取得費等の支援によるハンター育成に取り組みます。これらの対策により、生産組織及び地域が一体となり鳥獣被害に対する自主防衛の意識を高め、鳥獣捕獲の持続的な体制整備による被害対策を全体的に強化します。

¹¹ **多面的機能支払制度**：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動（水路の泥上げや農道の路面維持）に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する制度。

■単位施策

(15) 消費者との交流促進

●施策目標

豊かな自然や美しい農村の景観など、農業・農村の多面的機能の維持・向上を図り、都市住民や海外からの観光客との交流を図ります。

●施策指標

指標名	現状値 (R2. 3)	中間目標値 (R8. 3)	目標値 (R13. 3)
三連水車の里あさくら・ファームステーションバスロ入込客数（年間）	1,033 千人	1,100 千人	1,100 千人
グリーンツーリズム受入数（年間）	1,632 人	1,650 人	1,700 人

□個別施策

(◎：重点事業、○：主な事業)

①農村文化・資源の保全・活用

○農村地域の個性ある風土や文化を守り活力を維持するため、いちじくなどの地域の特色ある作物の生産振興と、くずかけ・がめ煮等の郷土料理や梅干し・味噌づくり等の農産物を加工する技術の伝承を図るとともに、学校給食等における郷土料理づくりや郷土料理のレシピを周知するなど、食文化の伝承を支援します。また、農村に伝えられてきた有形、無形の歴史・文化資源や伝統芸能などの保全・伝承に努めます。

②農村と都市の交流促進

◎地域の風土や文化などの資源を活用した、都市との交流による農村地域の活性化を図るため、交流拠点施設（「杷木農業公園」、「ファームステーションバスロ」や「三連水車の里あさくら」など）における新たな交流事業の展開や農業体験事業、直売所の充実など、地域の受入体制の支援・強化を推進します。また、交流拠点施設の機能充実に努めます。

○滞在型の余暇活動にとどまらず、自然、文化、人との交流を楽しめるような様々な農業体験や原鶴温泉旅館等との連携による朝倉市ならではのグリーンツーリズムの構築に努めます。

○朝倉市の農村や農村との交流の魅力を都市部の人々に宣伝するため、各交流事業やイベント等を市のホームページで紹介し、情報発信を行います。

③インバウンド対策

◎海外からの観光客はSNSなどから情報を得て訪れるケースが多く、そのため、海外で影響力を持つインフルエンサーと呼ばれる人を招いてお手伝いいただく観光地も多くあります。市には原鶴温泉があり、温泉と食や景観を組み合わせた観光の提案など行う必要があります。

○海外の観光客はキャッシュレス支払いが多いため、その対応が急がれます。